

税金のお知らせ

今月の税金

- 国民健康保険税 第1期
納期限(口座振替日)は、
5月1日です

■ 国民健康保険税について ■

国民健康保険税とは、国民健康保険加入者が病気や怪我のときの医療費や、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てるための税金です。国民健康保険税は、加入者の収入や資産などに応じて課税され、加入者の属する世帯の世帯主を納税義務者として納めることになります。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが安心して医療サービスを受けるための大切な財源です。その税を一定期間滞納すると有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。さらに滞納していると医療費負担が10割となる「資格証明書」が交付され、国保給付の一時差止めという厳しい処分を受けることになります。納め忘れのないようご注意ください。

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎ 0299-72-0811

■ 固定資産税の「縦覧」のお知らせ ■

平成19年度固定資産税について、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり実施しています。

- 縦覧の場所
麻生庁舎税務課窓口、北浦庁舎窓口、玉造庁舎窓口
- 縦覧の期間
平成19年4月1日～平成19年5月31日まで
(但し、土曜・日曜及び祝祭日を除いた日の午前8時30分～午後5時00分まで)
- 縦覧できる方
本市に所在する固定資産に係る納税者
- 必要な書類
本人確認ができるもの
(課税明細書・納税通知書及び運転免許証等)

※「縦覧」とは、土地・家屋の価格を記載した縦覧帳簿をご覧頂き、ご自分の土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格と比較して、その価格の適正さを確認していただく制度です。

【問合せ】 税務課 資産税係 ☎ 0299-72-0811

■ 会計管理者の設置について ■

地方自治法の一部改正により、平成19年4月1日から、「収入役」を廃止し、職員の中から「会計管理者」を置くこととなりました。これまで収入役の行ってきた事務のすべてを会計管理者が継承することになります。

※市税等口座振替(自動払込)を利用の皆様へ

この法改正に伴う口座振替利用者等の皆様からの手続きは不要です。既に口座振替をご利用の皆様には引き続き、ご指定の口座より市税等を引き落とさせていただくとともに、個人情報の厳正な管理につとめてまいりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

【問合せ】 会計課 ☎ 0299-72-0811

■ 納税は口座振替で ■

固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税は、電気、ガス、電話料金などと同じように、銀行や農協、郵便局などの金融機関があなたの代わりにご指定の預貯金口座から自動的に振り替えて納税することができます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要がないので、便利で安全です。

納税には、口座振替をご利用ください。

●ご利用できる金融機関

常盤銀行、なめがた農業協同組合、
水戸信用金庫、茨城銀行、
佐原信用金庫、郵便局

※申込書類は市内の金融機関及び市役所窓口にあります。

◇◇市税等口座振替についての注意◇◇

市税の口座振替日は各税目の納期限です。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに必ず預貯金残高の確認をお願いします。

※残高不足などで振替できない状態が続いたときは、口座振替契約を強制的に解除いたします。

税の納め忘れにご用心!

税金を納期限までに納めないことを滞納といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額のほか、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。さらに、滞納したままですと、差押や公売などの滞納処分を行うことになります。この滞納整理の費用は、市民の皆さんのための教育・福祉・公共事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることになります。滞納は、納税者に不利益であることはもちろん、行方市全体にとっても大きな損害となります。市税を有効に使うためにも納期内納税を守られるようご協力ください。

【問合せ】 収納対策課 ☎ 0299-72-0811